

**第5次堺市地域福祉計画・
第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画
（（仮称）堺あったかぬくもりプラン5）の策定に向けて
～R6年度を取組をふまえて～**

堺市地域福祉計画の経過

堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）

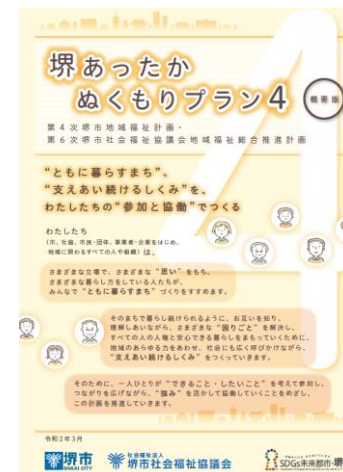
- 堺市では令和2年3月に策定した「第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）」に**包含する形で市町村再犯防止推進計画**と**市町村成年後見制度利用促進計画**を策定している

- 計画期間：令和2年度～令和7年度（6年間）

- 堺市と堺市社会福祉協議会で「協働」して策定
第4次堺市地域福祉計画
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画



全体版



概要版

堺市地域福祉計画策定経過

(1) 堺市地域福祉計画

【第1次】
平成17年度
～平成20年度

【第2次】
(一体的に策定)

【第3次】
(一体的に策定)

【第4次】
(一体的に策定)

(予定)

【第5次】

(2) 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

【第1次】
平成5年度
～平成9年度

【第2次】
平成10年度
～平成14年度

【第3次】
平成15年度
～平成20年度

【第5次】
平成21年度
～平成25年度

【第5次】
平成26年度
～平成31年度

【第6次】
令和2年度
～令和7年度

【第7次】
令和8年度
～令和13年度

(合同策定)

第5次堺市地域福祉計画の位置づけ（案）

市町村地域福祉計画の法的位置づけ

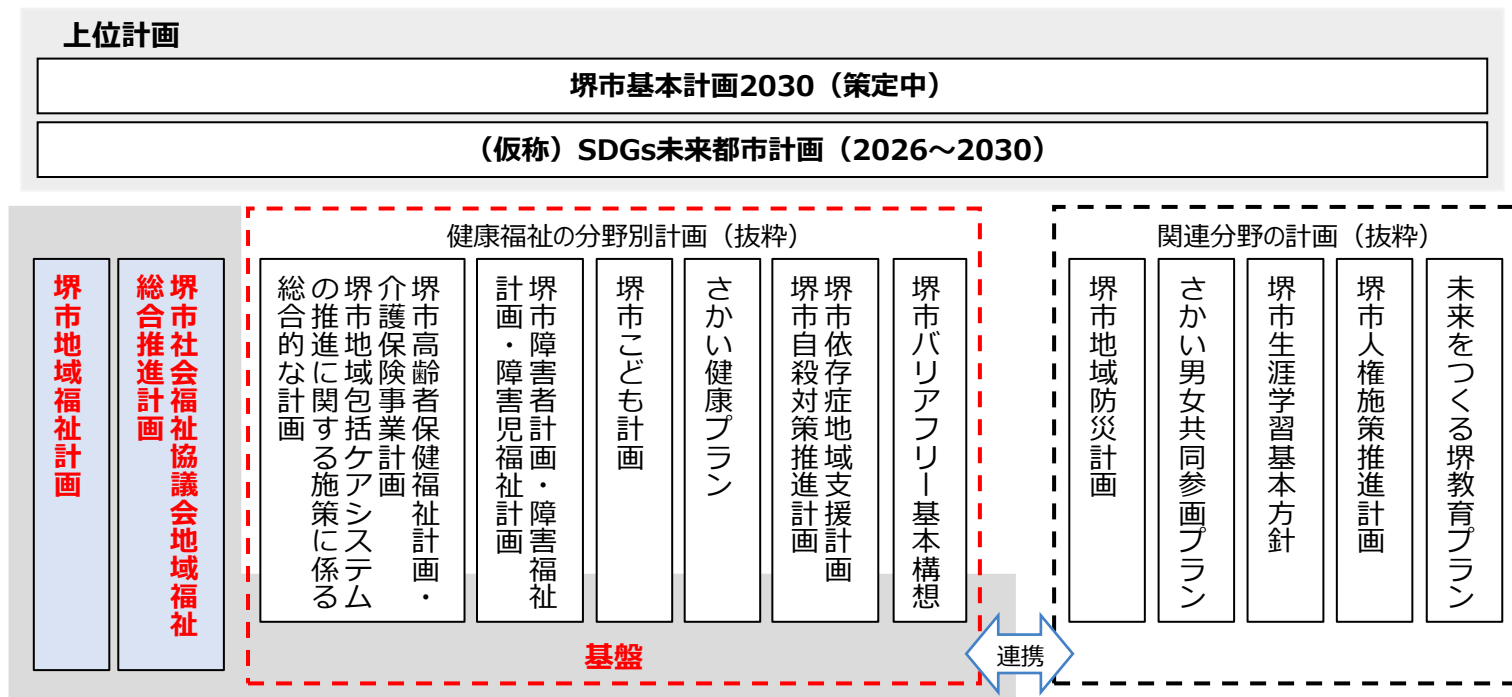
根拠：社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

次期地域福祉計画の位置づけ



第5次堺市地域福祉計画の方向性及び策定体制

●第5次地域福祉計画について

地方再犯防止推進計画

【根拠法】

再犯の防止等の推進に関する
法律第8条

地域福祉計画

【根拠法】

社会福祉法第107条



市町村成年後見制度 利用促進計画

【根拠法】

成年後見制度の利用の促進に
関する法律第14条第1項

重層的支援体制整備事業実施計画

生活困窮者自立支援方策

●第5次地域福祉計画の策定体制について

堺市地域福祉推進
庁内委員会（市）

堺市地域福祉計画
推進懇話会（市・社協）

堺市社会福祉協議会
地域福祉総合推進計画
推進協議会（社協）

堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（市）

**第5次堺市地域福祉計画・
第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の策定**

令和6年度堺市地域福祉計画推進懇話会の経過

■令和6年7月26日（金）開催 第1回

【次第】

- (1) 第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画
「堺あったかぬくもりプラン4」の進捗について（基本目標①・④のみ）
- (2) 第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画
「（仮称）堺あったかぬくもりプラン5」の策定及び調査研究について（次期計画の方向性等）

■令和6年9月30日（月）開催 第2回

【次第】

- (1) 第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画
「堺あったかぬくもりプラン4」の進捗について（基本目標②・③のみ）
- (2) 第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画
「（仮称）堺あったかぬくもりプラン5」の策定及び調査研究について（アンケート調査票）

■令和7年2月17日（月）開催 第3回

【次第】

- (1) 第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画
「（仮称）堺あったかぬくもりプラン5」の策定及び調査研究について（アンケート結果等）
- (2) 次年度における第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン5」の策定体制（案）等について

第5次堺市地域福祉計画策定に向けた調査報告書概要



- 調査方法 郵送により配付し、郵送及びWEBにて回収
- 調査対象 ①市民調査 3,000件：18歳以上の市民から無作為に抽出（令和6年8月末時点）
②団体・機関調査 800件
- 調査期間 ①市民調査：令和6（2024）年11月13日（発送）～12月17日
②団体・機関調査：令和6（2024）年11月22日（発送）～12月24日

● 回収状況		有効発送数	郵送回答	WEB 回答	回答数合計	回収率
①市民調査		2,977 件	979 件（72.4%）	374 件（27.6%）	1,353 件	45.4%
②団体・機関調査		796 件	326 件（68.5%）	150 件（31.5%）	476 件	59.8%

● 年齢層別の回答状況（市民調査）

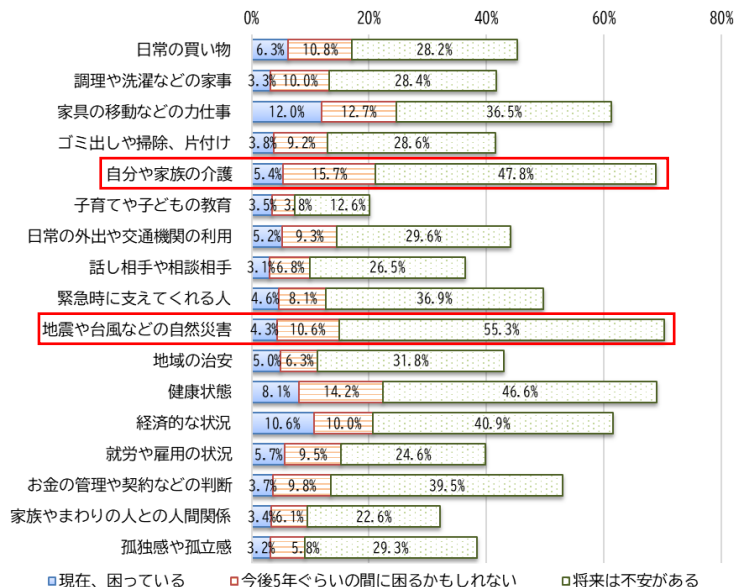
年齢層	有効発送数	郵送回答	WEB 回答	回答数合計	回収率
18-29 歳	447 件	42 件（42.4%）	57 件（57.6%）	99 件	22.1%
30 歳代	324 件	51 件（47.2%）	57 件（52.8%）	108 件	33.3%
40 歳代	466 件	95 件（53.7%）	82 件（46.3%）	177 件	38.0%
50 歳代	529 件	168 件（65.9%）	87 件（34.1%）	255 件	48.2%
60 歳代	363 件	138 件（73.4%）	50 件（26.6%）	188 件	51.8%
70 歳代	483 件	276 件（91.7%）	25 件（8.3%）	301 件	62.3%
80 歳以上	365 件	178 件（95.2%）	9 件（4.8%）	187 件	51.2%

第5次堺市地域福祉計画策定に向けた調査報告書

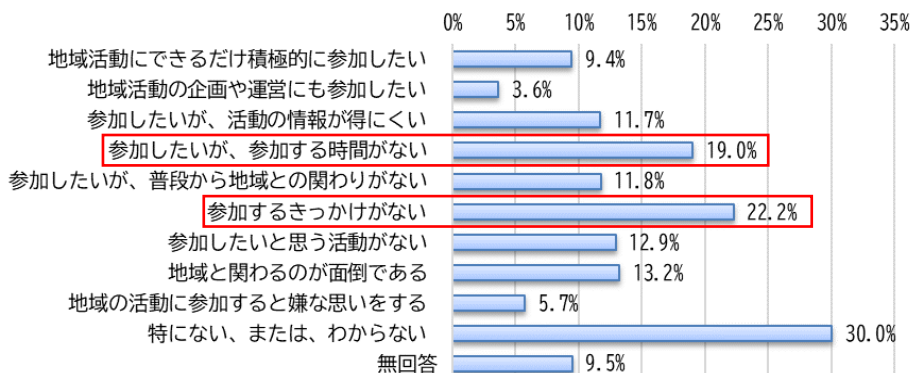
市民調査より一部抜粋



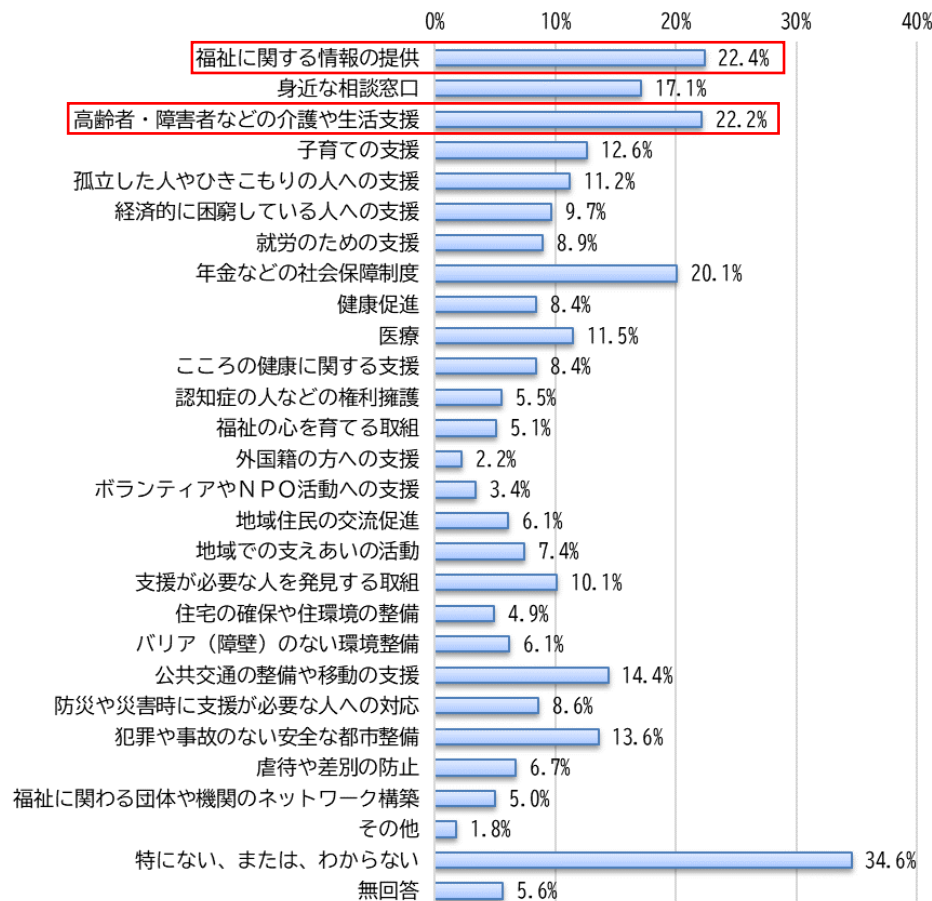
問2 あなたは日常生活に関する以下のことで、困っていることや不安に感じていることがありますか。



問9 あなたは、お住まいの地域の活動への参加について、あてはまることはありますか。



問12 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うことはありますか。

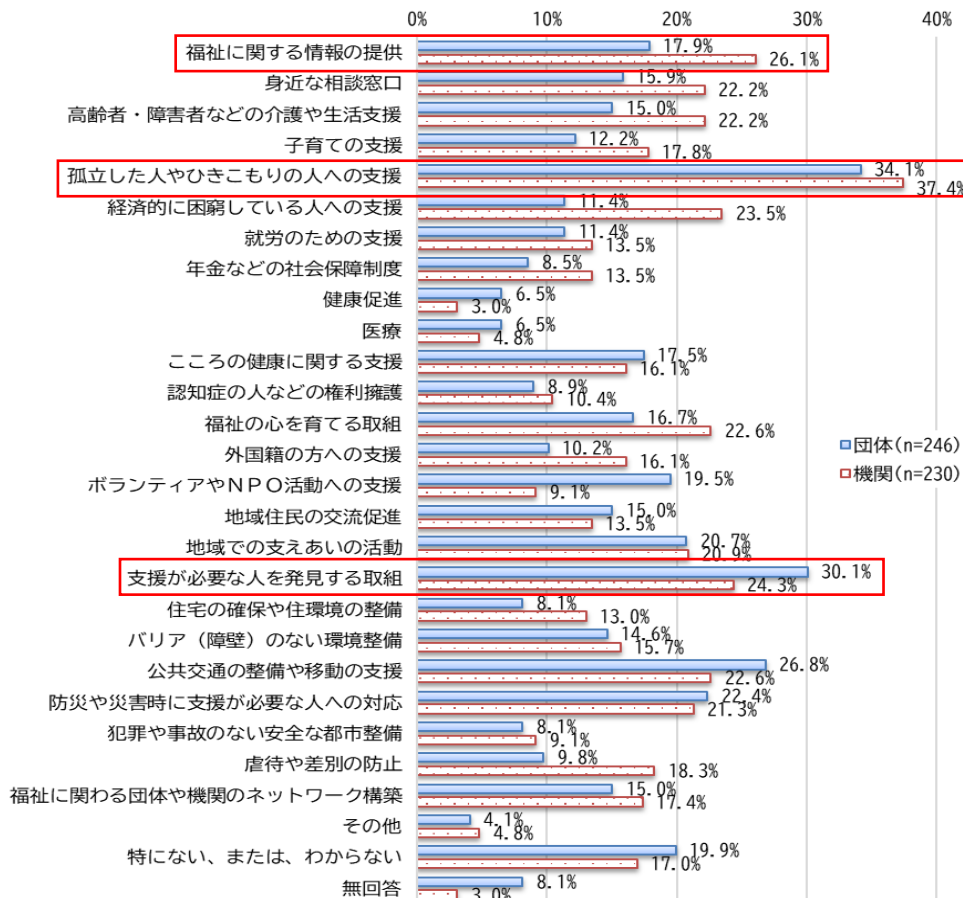


第5次堺市地域福祉計画策定に向けた調査報告書

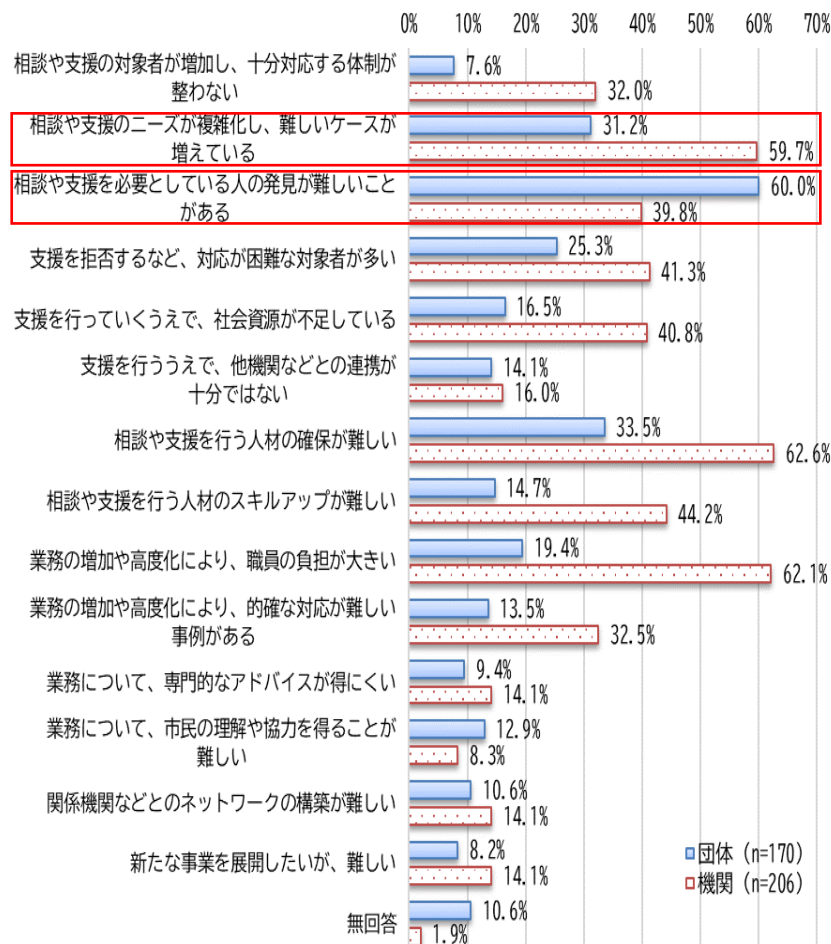
団体・機関調査より一部抜粋



問12-1 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うことをお聞かせください。



問17-2 貴団体・機関で相談・支援事業を実施するうえで、困っていることがありますか。



※調査報告書P56～P65参照

(1) 相談・支援関係

福祉サービスへのアクセスに係る的確な情報提供
地域での気づきや見守りを活かし、アウトリーチによる支援につなぐ取組
多様な主体の連携・協働による包括的な相談支援体制の充実

(2) 地域づくり関係

参加するきっかけ・参加しやすい活動の提供から地域での支えあいの形成

(3) 権利擁護関係

成年後見制度についての情報発信・負担軽減

(4) 再犯防止関係

再犯防止の取組についての情報発信・連携の強化

(5) 生活困窮者自立支援制度関係

生活困窮者自立支援制度の情報発信・活用

(6) 災害対策関係

災害に関する情報発信・啓発
住民・団体機関・行政の連携

第5次堺市地域福祉計画の方向性（案）

懇話会等の外部有識者の意見や調査結果から見た検討事項、社会情勢等を踏まえ、第5次堺市地域福祉計画の方向性（案）は以下のとおりとする。

【第5次堺市地域福祉計画の方向性（案）】

第4次計画における取組の理念等の継続を基本としつつ、多様かつ新たな地域生活課題に対応することで、誰もが尊厳と役割をもって暮らすことができる堺をめざし、更なる地域福祉の増進を図ることを目的とする。



上記の方向性を踏まえ、堺市の地域福祉を支える私たち（市民、関係団体、市、社協、事業者・企業をはじめとした地域に関わる全ての人や組織）が計画内容を我が事として認識できるように、「取組の理念」、「取組の視点」、「基本目標」、「重点施策」を検討し、策定します。

取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を
わたしたちの“参加と協働”でつくる

取組の視点

- 1 人権を尊重し、共生をすすめる
- 2 自分らしい生活を、包括的に支援する
- 3 多様な人や組織が参加、協働する
- 4 必要な情報を、必要な人に的確に伝える

取組の基本目標・重点施策

基本目標① 生活の困りごとを見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策[1]包括的な相談支援体制の構築

重点施策[2]更生支援の推進に関する取組

基本目標② ともに暮らすまちづくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすすめます

重点施策[3]多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策[4]権利擁護の推進に関する取組

基本目標④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策[5]災害への備えや支援に関する取組

第5次堺市地域福祉計画の目次（案）

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的
堺市の地域福祉を取り巻く状況や取組、国等での議論を踏まえ記載
(2) 計画の位置づけと内包する計画等
スライド3・4を参照
(3) 計画の期間
令和8年度～令和13年度
(4) 計画の策定方法
アンケート調査、懇話会等での議論、パブリックコメント
(5) 計画の推進体制と進行管理・評価
PDCAサイクルを活用して推進・社会福祉審議会等での評価

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

(1) 社会情勢の変化・法律や制度の動向
社会情勢の変化や、国での法律や制度の動向・議論を記載
(2) 計画に基づく取組
現行計画における取組の成果と課題を記載
(3) 各種統計データから見る現状
堺市の人口などの動向、地域福祉に関わる各制度・事業の状況
(4) アンケート調査の結果と検討すべき課題
(1) ～ (3) やアンケート調査結果を踏まえた検討課題

第3章 計画の推進方針と目標

(1) 計画の推進方針
取組の理念、視点、役割分担、エリアごとの取組を記載
(2) 取組の基本目標
(1) を踏まえて、取組の基本目標を設定

第4章 市が重点的に取り組む施策（詳細は今後検討）

重点施策1 暮らしを支える包括的な支援体制の整備（仮）
重点施策2 再犯防止・更生支援の推進（仮）
重点施策3 多様な主体の協働による地域づくり（仮）
重点施策4 総合的な権利擁護支援の充実（仮）
重点施策5 災害への備えや支援体制の構築（仮）

堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（社協分）

取組理念・視点・目標に基づき、社協としての役割や取り組む方向性等を記載
方向性1 暮らしをまもる
方向性2 つながりをつくる
方向性3 地域福祉を創る